

復興特別所得税に関する省令の一部を改正する省令要旨

- 1 復興特別所得税の源泉徴収義務等に係る租税特別措置法施行規則の準用規定及び支払調書等の記載事項の特例について、所要の規定の整備を行う。(第六条、第七条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行う。
- 3 この省令は、一部の規定を除き、令和九年一月一日から施行する。(附則関係)